

官報

号外

平成八年四月十九日

○第三百三十六回 衆議院會議録 第十八号

平成八年四月十九日(金曜日)

議事日程 第九号

平成八年四月十九日

午後一時開議

- 第一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 社会保障研究所の解散に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

金融、税制、財政制度及び経済構造全般にわたる改革並びに金融機関等の諸問題について調査するため委員四十人よりなる金融問題等に関する特別委員会を設置するの件(議長発議) 議員請暇の件
日程第一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
白程第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成八年四月十九日 衆議院會議録第十八号

特別委員会設置の件

議員請暇の件

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

議事日程 第九号

平成八年四月十九日

衆議院會議録第十八号

特別委員会設置の件

午後一時四分開議
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(土井たか子君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

金融、税制、財政制度及び経済構造全般にわたる改革並びに金融機関等の諸問題について調査するため委員四十人よりなる金融問題等に関する特別委員会を設置したいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたします。

議員請暇の件

○議長(土井たか子君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

福田康夫さんから、海外旅行のため、四月二十三日から三十日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決まりました。

日程第一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。労働委員長岡島正之さん。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔岡島正之君登壇〕

○岡島正之君 ただいま議題となりました二法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず第一に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、急速な高齢化が進展している状況のもとで、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図ることの重要性にかんがみ、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保のための措置の充実を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、都道府県知事は、定年退職者等に対し臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及び提供すること等を目的とする、二以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人をシルバー人材センター連合として指定することができるものとする、

第二に、労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展を図ることを目的とする公益法人を全国シルバー人材センター事業協会として指定することができるものとする、

等であります。
本案は、去る四月九日付託となり、同月十七日の委員会において永井労働大臣から提案理由の説

平成八年四月十九日 衆議院會議録第十八号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 公営住宅法の一部を改正する法律案

以上で御報告を終わります。(拍手)

明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、労働保険に係る不服申し立ての迅速かつ適正な処理を図るため、審査請求後三カ月を経過しても労働保険審査官の決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるとする等の整備を行うとともに、労働保険審査会の委員を増員する等のもので、その主な内容は、

第一に、労働保険審査官に対して審査請求をしている者は、審査請求をした日から三カ月を経過しても当該審査官による決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるとすること、

第二に、労働保険審査会の委員を現行の六人から九人にするとし、そのうち三人は非常勤とすることができるとすること、

第三に、再審査請求事案について意見を述べる事ができることとされている関係労働者及び関係事業主を代表する者を、労働者災害補償保険制度については、現行の各四人から各六人にするとすること、

第四に、労働保険審査会による労働保険審査官に対する差し戻しの制度を廃止するものとすること等であります。

本案は、去る四月十一日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託となり、同月十七日の委員会において永井労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了したところ、日本共産党より、労働保険に係る不服申し立てと訴訟との関係に関する規定等について修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第三、大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。環境委員長杉山憲夫さん。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔杉山憲夫君登壇〕

○杉山憲夫君 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における大気汚染をめぐる諸課題に的確に対処し、大気環境行政を一層推進するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、有害大気汚染物質対策の推進に関する新たな制度を設けて、科学的知見の充実のもと、将来にわたって人の健康に係る被害の未然防止を図るという基本的な考え方を明確にし、有害大気汚染物質の排出抑制のための積極的な取り組みを

事業者に求めるとともに、国及び地方公共団体は、有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握、健康被害のおそれの程度の評価・公表、事業者に対する情報の提供及び住民に対する知識の普及に努めるべきこと、
なお、その中でも、大気中の濃度の低減を急ぐべき物質については、排出抑制基準を示した当面の措置を講ずることとし、この制度については、本案の施行後三年を目途として検討を加え、その結果に基づいて、制度の見直しを含め所要の措置を講ずること、

第二に、自動車排出ガス規制の対象に原動機付自転車を追加すること、
第三に、建築物の解体現場からのアスベストの飛散防止を図るため、建築物の解体等について作業基準を設定し、事業者は作業基準の遵守義務を課すとともに、都道府県知事は、作業基準を遵守していないと認められる事業者に対し、作業基準に従うべきことを命ずることができること、

第四に、事故により大気汚染が生じた場合における応急措置義務等の対象となる施設にばい煙発生施設を加えるとともに、事故発生時における都道府県知事への通報を事業者に求めること等であります。

本案は、去る三月八日本院に提出され、四月九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日若垂環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第四、公営住宅法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長二見伸明さん。

公営住宅法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○二見伸明君 ただいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、長寿社会の到来に対応し、真に住宅に困窮する者に対して公営住宅の的確な供給を行うため、公営住宅の一種、二種の種別区分を廃止し、高齢者等に配慮した入居収入基準を設定するとともに、入居者の収入変動等に対応して適切な負担のもとでの安定した居住が確保できるよう、公営住宅の家賃を入居者の収入及び住宅の立地条件、規模等に応じた設定方式に改めるほか、あわせて、民間住宅を買い上げまたは借り上げて公営住宅として供給する方式の導入、公営住宅の社会福祉事業への活用等、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十一日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託され、四月十七日中尾建設大臣から提案理由の説明を聴取

した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 社会保障研究所の解散に関する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第五、社会保障研究所の解散に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長和田貞夫さん。

社会保障研究所の解散に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(和田貞夫君登壇)

○和田貞夫君 ただいま議題となりました社会保障研究所の解散に関する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会保障研究所を解散し、特殊法人の整理合理化を図ろうとするもので、その内容は、本法施行の時点において同研究所を解散し、その資産及び債務は国が承継し、一般会計に帰属するものとすること等であり、一般に賛成するものとす

るものとす。本案は、四月九日付託となり、同月十二日菅厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十七日

の委員会において質疑を終了し、討論の後、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

出席閣僚大臣

厚生 大臣 菅 直人君
労働 大臣 永井 孝信君
建設 大臣 中尾 栄一君
国務 大臣 岩垂寿喜男君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十六日、橋本内閣総理大臣から土井議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参事第七四号

平成八年四月十六日

衆議院議長 土井たか子君 橋本龍太郎

私は、平成八年四月十八日(木)午後六時羽田空港発、四月二十一日(日)午後零時四十分同空

港着の予定で、ロシア連邦訪問のため出張しますので御通知いたします。

(報告書及び文書受領)

一、去る十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく平成七年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七條の規定に基づく平成八年度において講じようとする農業施策についての文書

一、去る十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九條第一項の規定に基づく平成七年度林業の動向に関する年次報告

林業基本法第九條第二項の規定に基づく平成八年度において講じようとする林業施策についての文書

(理事補欠選任)
一、去る十七日、厚生委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 五島 正規君(理事横光克彦君去る十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任 田野瀬良太郎君 補欠 稲葉 大和君

厚生委員
辞任 久保 哲司君 補欠 富田 茂之君

河合 正智君 補欠 河合 正智君

河合 正智君 補欠 河合 正智君

河合 正智君 補欠 河合 正智君

河合 正智君 補欠 河合 正智君

河合 正智君 補欠 河合 正智君

河合 正智君 補欠 河合 正智君

法務委員
辞任 愛知 和男君 補欠 富田 茂之君

大蔵委員
辞任 網岡 雄君 補欠 網岡 雄君

厚生委員
辞任 田中眞紀子君 補欠 林 幹雄君

久保 哲司君 補欠 西 博義君

田邊 誠君 補欠 網岡 雄君

横光 克彦君 補欠 山崎 泉君

林 幹雄君 補欠 田中眞紀子君

西 博義君 補欠 久保 哲司君

網岡 雄君 補欠 田邊 誠君

山崎 泉君 補欠 横光 克彦君

農林水産委員
辞任 荒井 広幸君 補欠 田中眞紀子君

岸本 光造君 補欠 遠藤 利明君

栗原 博久君 補欠 大石 千八君

七条 明君 補欠 佐藤 孝行君

千葉 国男君 補欠 榊床 伸二君

遠藤 利明君 補欠 岸本 光造君

大石 千八君 補欠 栗原 博久君

労働委員
辞任 日笠 勝之君 補欠 森本 晃司君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

日笠 勝之君 補欠 森本 晃司君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

森本 晃司君 補欠 日笠 勝之君

二田 孝治君 山本 公一君
岡崎トミ子君 山崎 泉君
佐藤 静雄君 田野瀬良太郎君
山崎 泉君 岡崎トミ子君
田野瀬良太郎君 佐藤 孝行君
細田 博之君 大石 千八君
山本 公一君 二田 孝治君

建設委員

補欠

遠藤 利明君 佐藤 剛男君
金子原二郎君 山本 公一君
村上誠一郎君 野田 聖子君
青山 丘君 平田 米男君
榊床 伸二君 千葉 国男君
森本 晃司君 日笠 勝之君
山本 幸三君 鮫島 宗明君
鮫島 宗明君 山本 幸三君
佐藤 剛男君 遠藤 利明君
野田 聖子君 村上誠一郎君
山本 公一君 金子原二郎君
千葉 国男君 榊床 伸二君
日笠 勝之君 森本 晃司君
平田 米男君 青山 丘君

科学技術委員

補欠

藤村 修君 坂本 剛二君
坂本 剛二君 藤村 修君

環境委員

補欠

齊藤斗志二君 佐田玄一郎君
榊井 新君 栗原 博久君
坂本 剛二君 青山 二三君
栗原 博久君 榊井 新君
佐田玄一郎君 齊藤斗志二君
青山 二三君 坂本 剛二君

予算委員

補欠

石田 勝之君 山本 幸三君

平田 米男君 青山 丘君
青山 丘君 平田 米男君
山本 幸三君 石田 勝之君

議院運営委員

補欠

野田 佳彦君 愛知 和男君
愛知 和男君 野田 佳彦君

(議案提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案
金融機関の更生手続の特例等に関する法律案
預金保険法の一部を改正する法律案
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十二日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件
インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求めるの件
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
労働安全衛生法の一部を改正する法律案
廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案
塩事業法案
船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
文化財保護法の一部を改正する法律案
産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案

商標法等の一部を改正する法律案
植物防疫法の一部を改正する法律案
都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に關し承認を求めるの件
(議案付託)
一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民事訴訟法案(内閣提出第八四号)
民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九二二号)
以上二件 法務委員会 付託

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
塩事業法案(内閣提出第七九号)(参議院送付)
大蔵委員会 付託
日本學術振興會法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
農林水産委員会 付託

農畜産業振興事業法案(内閣提出第二四四号)
農林水産委員会 付託
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二二号)
以上二件 通信委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
林業労働力の確保の促進に関する法律案
木材の安定供給の確保に関する特別措置法案

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員若松謙維君提出在宅介護サービス及び在宅入浴サービスに関する質問に対する答弁書

平成八年三月二十六日提出
質問 第九号

在宅介護サービス及び在宅入浴サービスに関する質問主意書
提出者 若松 謙維

在宅介護サービス及び在宅入浴サービスに関する質問主意書
在宅介護サービス及び在宅入浴サービスに關し、いくつかの問題点があると考えられるので、以下の項目について質問する。

一 在宅介護サービス及び在宅入浴サービスの両サービスに關して
1 在宅介護サービス及び在宅入浴サービスには、厚生省のガイドラインのみ存在するだけである。このガイドラインを、両サービスの最低水準を確保するものとして法律化する必要性があると思われるが、厚生省の見解をうかがいたい。

2 多くの地方自治体は、両サービスを民間企業に委託する際に入札制度を利用しているが、同制度は金額のみの競争となつてしま

う。このような制度は、人間の体を裸にし、直接体に触れるような福祉サービスに過しているのか疑問だが、この点に関する厚生省の見解をうかがいたい。

3 福祉におけるレベルの高いマンパワーを確保するため、労働省の外郭団体である介護労働安定センターによるヘルパー育成、及び地方自治体のホームヘルプ事業によるヘルパー育成とシルバーマーク取得のために在宅介護サービス及び在宅入浴サービスの両事業者が行う研修を相互に補完することができるよう体制にするべきであると考えが、厚生省、労働省の見解をうかがいたい。

二 在宅入浴サービスに関して

1 訪問看護の場合には保険の点数制により報酬として訪問看護料が支払われるが、在宅入浴サービスの際には看護婦が行う要介護者のチェックに対しては入浴料のみである。在宅入浴サービスの際の看護婦のチェックに対して訪問看護料のような報酬が支払われてもよいのではないかと思われるが、厚生省の見解をうかがいたい。

2 事業者がサービスを提供する際には入浴車を路上に駐車する必要があるが、これが警察の駐車禁止の取締りの対象となっている。サービス提供に際しての駐車に対しては駐車禁止の解除指定を行ってもよいのではないか。関係省庁の見解をうかがいたい。

内閣衆議院一三六第九号

平成八年四月十二日

衆議院議長 土井たか子殿 橋本龍太郎

衆議院議員若松謙維君提出在宅介護サービス及び在宅入浴サービスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成八年四月十九日 衆議院会議録第十八号 議長報告

〔別紙〕

衆議院議員若松謙維君提出在宅介護サービス及び在宅入浴サービスに関する質問に対する答弁書

一の1について

民間事業者が提供する在宅介護サービス及び在宅入浴サービスについては、民間事業者がその創造性を発揮し、利用者の多様なニーズに柔軟に対応していくことが必要であると考えている。御指摘の「民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインについて」昭和六十三年九月十六日付老福第二十号・社更第百八十七号厚生省大臣官房老人保健福祉部長、社会局長通知で定めた在宅介護サービスガイドライン及び在宅入浴サービスガイドラインは、これらのガイドラインが対象とする民間事業者に対し、利用者の信頼にこたえ得る良質なサービスの提供を促進する観点から推奨する基準として示したものであり、これを御指摘のようにサービスの最低基準として法律上位に位置付けることは考えていない。

一の2について

市町村が老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)等に基づき実施する在宅介護サービス及び在宅入浴サービスについては、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和五十一年五月二十一日付社老第二十八号厚生省社会局長通知)において、老人ホームヘルプサービス事業又は老人デイサービス運営事業として行う訪問入浴サービス及び在宅高齢者等日常生活支援事業の訪問入浴サービス事業(以下「訪問入浴サービス事業」という)を民間事業者に委託する場合には、それぞれ「在宅介護サービスガイドライン」又は「在宅入浴サービスガイドライン」の内容に適合する事業者を委託することを要件としており、委託先事業者を選定するに当たって入札制度を利用する場合においても、委託事業に係るサービスの質については一定の水準が確保されているものと

認識している。

一の3について

「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成七年七月三十一日付社援更第百九十二号・老計第百十六号・児発第七百二十五号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)に基づき実施されるホームヘルパー養成研修事業(以下「ホームヘルパー養成研修事業」という)の実施主体は、原則として都道府県又は指定都市であるが、都道府県又は指定都市以外の者が実施する研修であつても、一定の要件を満たすものについては、都道府県知事、指定都市の市長等からホームヘルパー養成研修事業として指定を受けることができることとされている。現在、財団法人介護労働安定センターが実施する介護労働者等職業講習(専攻コース)については、そのすべてがホームヘルパー養成研修事業として指定されている。また、社団法人シルバースーパー振興会が民間事業者に対して交付するシルバーマーク(以下「シルバーマーク」という)取得のために必要な職員研修については、ホームヘルパー養成研修事業として指定を受けることが可能となるよう、平成八年度においてカリキュラムの改正が行われたところと承知している。

また、社団法人シルバースーパー振興会が行うシルバーマークの認定においては、従来から、サービスに従事する職員に行う研修内容について、ホームヘルパー養成研修事業の研修を修了している者は、実質的に重複する科目を受講したものとみなす等の取扱いが行われていると承知している。

二の1について

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)等に基づく医療、療養費の支給等は、訪問看護を含め、一般に医師又は歯科医師により診療の必要があると思われる疾病又は負傷に關して行われる療養を対象として行われるものであるが、御指摘の在宅入浴サービスは、当該療養に該当

するものではないため、その際に看護婦が行う観察等について、老人保健法等に基づく医療、療養費の支給等の対象とすることは考えていない。

なお、訪問入浴サービス事業については、「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」(平成四年三月二日付厚生省発老第十九号厚生事務次官通知)に基づき、看護婦等が行う業務に要する費用も含め、事業に要する費用の一部について補助を行っているところである。

二の2について

御指摘の在宅入浴サービスのために使用する車両の駐車については、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」に定める老人デイサービス運営事業として行われるもので駐車が必要と認められる場合においては、道路交通法(昭和二十五年法律第百廿五号)第四十五条第一項ただし書又は第四十九条の二第五項に定めるところにより、警察署長において駐車許可の措置が講じられているところである。

〔答弁書受領〕

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員岡崎宏美君提出阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する再質問に対する答弁書

平成八年三月二十五日提出 質問 第八号

阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する再質問主意書 提出者 岡崎 宏美

阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する再質問主意書 私の一九九六年二月二十一日付提出の質問主意書に対し先般答弁を得たが、不十分なため改めて阪神・淡路大震災被災地(以下被災地)における雇用対策について質問する。

一 被災地の雇用情勢に対する政府の認識は、「数値上は悪化しているとは言えない」が、求職者、求人者間のミスマッチによって「実際の雇用失業情勢には厳しい面がある」ということのようにである。しかし、被災地で求職活動を行っている失業者のなまの声を聞く者としては、被災地での雇用問題はミスマッチ問題だけではなく、底考えられない。

そこで、被災地の男女別の有効求人倍率が算出できないのなら、例えば、被災地有効求人倍率(一般、パートタイム別)、同中高年齢者の有効求人倍率、同男女別就職率、同中高年齢就職率、等の被災地の雇用情勢を把握できる算出可能なデータを全国値と比較して明らかにされたい。

二 「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(以下「就労促進法」という。)で一年間に雇い入れられた被災失業者の実人員が四十一人という現実からは、就労促進法が被災地での雇用対策に効果を発揮しているとは考えにくい。政府は同法が被災地での雇用対策に十分に効果を発揮しているとの認識を持っているのか。見解を明らかにされたい。

三 三月十五日受領の答弁第四号では、就労促進法の対象となる公共事業が「建設又は復旧の事業」に限定されているのは、これによって「臨時的な雇用の機会として相当数の被災失業者を吸収できると見込まれている」からとの認識を示されている。しかし、復興が進展しているにもかかわらず、現実に、同法によって「雇い入れなければならない」とされた被災失業者が一年間で四十四人に過ぎなかった以上、法制定時の認識を改める必要があるのではないかと考えるが、政府の現時点での認識を明らかにされたい。

また、被災失業者の公共事業への就労促進について「努めてきた」にもかかわらず、一年間に

四十一人しか就労できなかった現実を踏まえるならば、今後、いかなる努力をせよ、就労数の飛躍的拡大が可能というのか。「同法の円滑かつ実効ある施行」のために政府として何をすべきかを具体的に明らかにしていただきたい。

四 政府は、「求職者と求人者との間で雇用条件に不適合が生じており」「実際の雇用失業情勢には厳しい面がある」との認識を示しているが、この点つまり「建設又は復旧の事業」への就労が困難な失業者が多いという点も、就労促進法の実効を妨げているのではないかと思えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 「就労促進法」の制定に当たっては、先の答弁によれば、「建設又は復旧の事業」以外の公共事業については、震災後直ちに多数計画実施することが困難であると考えられ、相当数の被災失業者を吸収できると見込めないとの認識のようである。しかし、震災後一年以上たった現状を見れば、仮設住宅での「孤独死」の急増やPTSD(心的外傷後ストレス障害)の激増、さらにボランティアの不足等々、福祉分野における「公共事業」を、「困難」であつても直ちに多数計画実施しなければならぬ事態が発生しており、ホームヘルパーなどの増員によって「建設又は復旧の事業」に就労しにくい「相当数の被災失業者を吸収できる」と思われる。被災地における福祉分野の「公共事業」の拡大の緊急性とその分野での被災失業者の吸収の可能性について、現時点での政府の認識を明らかにされたい。

また、福祉分野における「公共事業」の「多数計画実施」が難しくとも、多少なりともこの分野が拡大する場合には、被災失業者を優先的に雇い入れるようにすれば、「建設又は復旧の事業」では吸収できない被災失業者の雇用拡大に資するわけであり、何ら不都合はないように思える。同法の「公共事業」を「建設又は復旧の事業」

に限定しなければならない積極的な理由が何かあるのか、改めて政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆議院一三六第八号
平成八年四月十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員岡崎宏美君提出阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員岡崎宏美君提出阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する再質問に対する答弁書

一について

平成八年二月の全国及び阪神・淡路大震災を受けた地域(以下「被災地」という。)を管轄する公共職業安定所に係る有効求人倍率は表一のとおりであり、同月の全国及び被災地を管轄する公共職業安定所に係る就職率は表二のとおりである。

表一

区	分	
	全	被災地
一般パートタイムを除く。	〇・五九倍	〇・五二倍
パートタイム	一・三二倍	一・四六倍
中高年齢者	〇・二八倍	〇・二三倍

備考

- 一 年齢階級別の有効求人倍率は、業務統計上、公共職業安定所単位のもの又は都道府県単位のものいずれかしか算出できないため、被災地を管轄する公共職業安定所に係る中高年齢者(四十五歳以上の者をいう。)の有効求人倍率は、被災地の有効求人数全体数の約六割を占め、有効求職者数全体の約七割を占める兵庫県の値を用いる。
- 二 数値は原数値である。
- 三 一般及びパートタイムは新規卒卒者を除き、中高年齢者は新規卒卒者及び臨時・季節を除く。

表二

区	分	
	全	被災地
年齢計		
男女計	五・八%	五・一%
男子	五・八%	五・一%
女子	五・八%	五・一%
中高年齢者		
男女計	三・七%	三・七%
男子	三・八%	三・六%

備考

女子

三・六%

三・九%

- 一 就職率は就職件数を有効求職者数で除したものである。
二 数値は原数値である。
三 年齢計は新規卒者を除き、中高年齢者は新規卒者及び臨時・季節を除く。

二について

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)は、特定求職者雇用開発助成金制度について、支給対象労働者の年齢要件を四十五歳以上とし、また、高率の助成を行うこととする特別措置を講ずる等の各般の対策とあいまって、被災地における雇用の促進に一定の効果を発揮しているものと認識している。

三について

被災地において、国、地方公共団体等がその復興のために多数計画実施する「公共的な建設又は復旧の事業」により、臨時的な雇用の機会として相当数の被災失業者(同法第二条第二項第二号の被災失業者をいう。以下同じ。)を吸収できるものと認識しており、今後とも、同法の円滑かつ実効ある施行のために、関係府県及び関係公共職業安定所を通じて、公共事業の発注部局との連携強化、公共事業を施行する建設業者への指導、被災失業者に対する公共事業への就労に関する周知等に更に努めてまいりたい。

四について

被災地において計画実施される公共事業に関し、同法第二条第三項の規定に基づき一定数の被災失業者を雇い入れていなければならぬとされている職種は、現在、無技能者とされており、その作業の内容も軽易な清掃、後片付け等の普通作業までにわたっていることから、当該職種に被災失業者が就労することが困難であるとは認識していない。

五について

同法の対象となる公共事業が「公共的な建設又は復旧の事業」とされているのは、被災地において、国、地方公共団体等がその復興のために「公共的な建設又は復旧の事業」を自ら多数計画実施することにより、臨時的な雇用の機会として相当数の被災失業者を吸収できると見込まれていることによるものである。

これに対して、福祉分野の事業については、そもそも、国、地方公共団体等が当該事業の需要に応じて計画的かつ継続的に実施するものであるために臨時的な雇用機会が少なく、また、一定の専門的知識、技術を有する者が就労することが一般的であるため、同法に基づき事業主体等に一定の吸収率を定めて被災失業者の雇用を義務付けるという手法はなじまないと考える。なお、福祉分野の事業への就労を希望する被災失業者については、公共職業安定所等において積極的な求人開拓、きめ細かな職業相談、職業紹介等を実施することにより対応してまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る十二日、内閣から衆議院議員山本拓君提出原案の安全運転に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成八年五月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
二、去る十二日、内閣から衆議院議員山本孝史君提出道路交通事故対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成八年四月三十日までに

答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十六日、内閣から衆議院議員山本拓君提出日本の金融制度に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成八年四月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

平成八年二月二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 全国シルバー人材センター協会(第四十九条―第五十一条)を」第三節 全国シルバー人材センター連合(第四十八条の二・第四十九条―第五十一条)に改める。

第四十八条中「法人の下に(次項及び第四十八条の二第一項において「高年齢者就業援助法人」という。)を加え、(次条第一項を「次条」に改め、(含む)の下に、第四十八条の二において同じ)を加え、(同項第一号を「次条第一号」に、(同項)を「同条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第四十八条の二第一項の指定を受けたる者(以下「シルバー人材センター連合」という。)に係る同項の指定に係る区域(同条第二項

又は第四項の変更があったときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

第四十六条に次の一項を加える。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター」という。)を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

第四十七条中「前条の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター」という。)を「シルバー人材センター」に、当該指定を「前条第一項の指定」に改め、「区域の下に(以下「センターの指定区域」という。)を加える。

第四十八条中「第四十六条を」第四十六条第一項に改め、「(同項とあるのは「同条」)を削る。

「第二節 全国シルバー人材センター協会を」第三節 全国シルバー人材センター事業協会に改める。

第四十九条中「シルバー人材センター」の下に「及びシルバー人材センター連合」を加える。
第五十条中「全国シルバー人材センター協会」を「全国シルバー人材センター事業協会」に改め、同条第一号中の「業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第二号中の「業務」を「又はシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第三号中の「業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第四号中の「業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に改め、(その他を、シルバー人材センター連合その他に改め、同条第五号中の「健全な発展及び」を「及びシルバー人材センター連合の健全な発展並びに」に改める。

第五十一条中「全国シルバー人材センター協会」を「全国シルバー人材センター事業協会」に、「第六章第二節」を「第六章第三節」に改める。

第六章第一節の次に次の一節を加える。

平成八年四月十九日 衆議院會議録第十八号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八

第二節 シルバー人材センター連合

(指定等)

第四十八条の二 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十七条に規定する業務に關し第四十八条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域と同一個に限り、次条において準用する第四十七条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

2 シルバー人材センターがシルバー人材センター連合の会員となつたときは、当該シルバー人材センター連合は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該届出があつたときは、当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域と当該シルバー人材センターに係るセンターの指定区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とする。

3 第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第四十六条第一項の指定は、その効力を失ふものとする。

4 都道府県知事は、第二項の届出があつた場合において、シルバー人材センター連合からその連合の指定区域の変更に関する申出があつたときは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合

の指定区域と第一項の労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とすることができ、ただし、当該変更をするに当たつては、当該市町村の区域から、センターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(準用)

第四十八条の三 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の三第二項から第四項まで及び第四十七条の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十四条第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十八条の二第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域(当該変更があつたときは、当該変更後の地域)」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第八章第二節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十八条の二第一項」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条」と、第四十三條第一

項中「第四十条」とあるのは「第四十八条の二第一項」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条」と、第四十三條第一

項中「第四十条」とあるのは「第四十八条の二第一項」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条」と、第四十三條第一

と、第四十七條中「前条第一項の指定に係る区域(以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十八条の二第一項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域)」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年十月一日から施行する。

(労働者設置法の一部改正)

第二条 労働者設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第四十一号の二及び第五十条第五十号の二中「全国シルバー人材センター協会」を「全国シルバー人材センター事業協会」に改める。

理 由

急速な高齢化が進展している状況の下で、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図ることの重要性にかんがみ、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保のための措置の充実に必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、急速な高齢化が進展している状況の下で、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図ることの重要性にかんがみ、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保のための措置の充実に必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 都道府県知事は、定年退職者等に対し臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及び提

供すること等を目的とする、二以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人をシルバー人材センター連合として指定することができるものとする。

2 労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展を図ることを目的とする公益法人を全国シルバー人材センター事業協会として指定することができるものとする。

3 この法律は、平成八年十月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

急速な高齢化が進展している状況の下で、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図ることの重要性にかんがみ、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保のための措置の充実に必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費
平成八年度一般会計予算(労働省所管)において百十六億九千六千万円が計上されている。右報告する。

平成八年四月十七日
労働委員長 岡島 正之
衆議院議長 土井たか子殿

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成八年二月一日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律
労働者災害補償保険法の一部改正
第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「前項を」第二項に、「又は」及び前二項の「に」を改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができ、

第三十六条中「審査請求及び」の下に「同条第一項又は第二項の」を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(雇用保険法の一部改正)

第二条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項中「審査請求及び」の下に「同項又は第二項の」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「又は」及び前二項の「に」を改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができ、

第七十一条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 再審査請求がされた日の翌日から起算し

て三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第三条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二に次の一項を加える。

3 労働者災害補償保険法第三十五条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求がされたときは、第四十九条第三項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

第二十五条第一項中「第三十五条第一項を」第三十五条に、「第六十九条第一項を」第六十九条に改める。

第二十六条中「六人」を「九人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができ、

第三十二条第一項中「より」の下に「常勤の委員のうちから」を加え、同条第三項中「委員を」常勤の委員に改める。

第三十三条の二第三項中「委員を」常勤の委員に改める。

第三十三条の三第一項中「四人」を「六人」に改め、同条第三項中「三人」を「五人」に、「決し、可否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる」を「決する」に改める。

第三十五条中「委員を」常勤の委員に改め、同条に次の一項を加える。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

第三十六条中「四人」を「六人」に改める。

第三十八条第一項中「再審査請求を」労働者災害補償保険法第三十五条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求に改め、同条第三項中「再審査請求を」第一項に規定する再審査請求に改める。

第四十六条第一項第六号中「第三十五条第一項を」第三十五条に改める。

第四十九条を次のように改める。

(再審査請求の取下げ)

第四十九条 再審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも、再審査請求を取り下げることができ、

2 再審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

3 労働者災害補償保険法第三十五条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一 労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の全部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合

当該再審査請求

二 労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合

その部分についての再審査請求

第五十条中「第十七条の二」を「第十八条」に改める。

第五十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年七月一日から施行する。ただし、第三条中労働保険審査官及び労働

働保険審査会法第五十二条及び第五十三条の改正規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、附則第五條第一項及び第二項の規定は公布の日から施行する。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた労働者災害補償保険法第三十五条第一項の審査請求のうち、施行日の前日において当該審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しており、かつ、施行日の前日まで労働者災害補償保険審査官の決定がないもの(次項において「労災保険に関する未決定の三箇月経過審査請求」という。)(第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労災保険法」という。))第三十七条の規定にかかわらず、その取消しの訴えを提起することができ、ただし、当該処分について、その取消しの訴えを提起する前に、新労災保険法第三十五条第二項の規定による再審査請求をしたときは、この限りでない。

2 労災保険に関する未決定の三箇月経過審査請求に係る処分について、その取消しの訴えが施行日前に提起されていたときは、又は前項の規定により提起されたときは、当該労災保険に関する未決定の三箇月経過審査請求については、新労災保険法第三十五条第二項の規定は適用しない。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第三条 施行日前にされた雇用保険法第六十九条第一項の審査請求のうち、施行日の前日において当該審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しており、かつ、施行日の前日まで雇用保険審査官の決定がないもの(次項において「雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求」という。)(第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。))第七十一

条の規定にかかわらず、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、当該処分について、その取消しの訴えを提起する前に、新雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求をしたときは、この限りでない。

2 雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求に係る処分について、その取消しの訴えが施行日前に提起されたときは、当該雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求については、新雇用保険法第六十九条第二項の規定は適用しない。

(第三項の規定の施行に伴う経過措置)

第四項 施行日前にされた労働者災害補償保険法第三十五条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の再審査請求のうち、施行日の前日までに第三項の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法第四十九条第二項又は第三項の規定により労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官に差し戻されたものについては、次項及び第三項の規定を除き、なお従前の例による。

2 前項の再審査請求のうち施行日の前日までに労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官の決定がないものに係る原処分については、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、当該原処分について、労働保険審査会に対して当該再審査請求をする前に、その取消しの訴えを提起していたときは、この限りでない。

3 前項の規定による再審査請求がされたときは、当該再審査請求に係る原処分の取消しの訴えについては、新労働保険法第三十七条及び新雇用保険法第七十一条中「再審査請求」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)附則第四条第二項の規定による再審査請求」として、これら

の規定を適用する。

第五条 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、労働保険審査官及び労働保険審査会法以下「労働法」という。第二十七条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

2 労働法第二十七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

3 この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、労働法第二十八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第六條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の二を次のように改める。

十二の二 労働保険審査会の常勤の委員

第一条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 労働保険審査会の非常勤の委員
別表第一官職名の欄中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会の常勤の委員」に改める。

理由

労働保険に係る不服申立ての迅速かつ適正な処理を図るため、審査請求後三箇月を経過しても労働保険審査官の決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることとする等の整備を行うとともに、労働保険審査会の委員を増員する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、労働保険に係る不服申立ての迅速かつ適正な処理を図るため、審査請求後三箇月を経過しても労働保険審査官の決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることとする等の整備を行うとともに、労働保険審査会の委員を増員する等のもので、その要旨は次のとおりである。

1 労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官に対して審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても当該審査官による決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。

2 労働保険審査会の委員を現行の六人から九人にするとし、そのうち三人は非常勤とするものとする。

3 再審査請求事案について意見を述べることで、労働者災害補償保険審査官及び関係事業主を代表する者を、労働者災害補償保険制度については、現行の各四人から各六人にするとし、そのうち一人は非常勤とするものとする。

4 労働保険審査会による労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官に対する差し戻しの制度を廃止するものとする。

5 この法律は、平成八年七月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

労働保険に係る不服申立ての迅速かつ適正な処理を図るため、審査請求後三箇月を経過しても労働保険審査官の決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることとする等の整備を行うとともに、労働保険審査会の委員を増員する等のことは時宜に適應するものと認め、本案は

可決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党より、労働保険に係る不服申立てと訴訟との関係に関する規定等について修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

三 本案施行に要する経費

平成八年度一般会計予算(労働省所管)において千五百六十四万八千四百円が計上されている。右報告する。

平成八年四月十七日

労働委員長 岡島 正之
衆議院議長 土井たか子殿

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成八年三月八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 粉じんに関する規制(第十八条―第十八条の十三)」を「第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一―第十八条の二十四)」に改める。

第一条中「に伴つて発生するばい煙を」並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じん」に改め、「規制し」の下に、「有害大気汚染物質対策の実施を推進しを加える。

第二条第八項中「総理府令で」の下に「定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち総理府令で」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、

又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気中の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

9 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気中の汚染の原因となるもの(ばい煙第一項第一号及び第三号に掲げるものに限り、及び特定粉じんを除く。)をいう。

第十七条の見出し中「特定物質に関する」を削り、同条第一項中「物の」を「ばい煙発生施設を設置している者又は物の」、「人の健康又は」を「人の健康若しくは」、「物質で」を「ものとして」、「工場又は」を「工場若しくは」に改め、「(以下「特定施設設置者」という。）」を削り、「特定施設」を「ばい煙発生施設又は特定施設」に、「特定物質を、ばい煙又は特定物質」に、「ただちに」を「直ちに」、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「前項を」を「第一項に」、「そのなわれ、又はそのなわれ」を「損なわれ、又は損なわれ」に、「当該特定施設設置者」を「その事故に係る同項に規定する者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

第十八条の五の見出しを「(敷地境界基準)」に改め、同条中「特定粉じんに係る」を「特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における」、「この章において単に「規制基準」を「敷地境界基準」に改める。

第十八条の八、第十八条の十(見出しを含む。)及び第十八条の十一中「規制基準」を「敷地境界基準」に改める。

準に改める。

第二章の二中第十八条の十三の次に次の六条を加える。

(作業基準)

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、総理府令で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)
第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日より、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定工事の場所
- 三 特定粉じん排出等作業の種類
- 四 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 六 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の総理府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)
第十八条の十六 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届

出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(作業基準の遵守義務)

第十八条の十七 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(注文者の配慮)

第十八条の十九 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進

(施策等の実施の指針)

第十八条の二十 有害大気汚染物質による大気中の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実に基づき、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを目指す。実施されなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の二十一 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

(国の施策)

第十八条の二十二 国は、地方公共団体との連携の下に有害大気汚染物質による大気中の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならない。

2 国は、前項の調査の実施状況及び同項の科学的知見の充実に応じ、有害大気汚染物質ごとに大気中の汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度を評価し、その成果を定期的に公表しなければならない。

3 国は、事業者が前条の措置を講ずることを促進し、及び次条の地方公共団体の施策が推進されることに資するため、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、及びその成果の普及を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二十三 地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気中の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

2 地方公共団体は、事業者に対し、第十八条の二十一の措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、住民に対し、有害大気汚染物質による大気中の汚染の防止に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

(国民の努力)

第十八条の二十四 何人も、その日常生活に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するよう努めなければならない。

第二十三条の見出し中「等」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第二十六条第一項中「ばい煙排出者、特定施設設置者」を「ばい煙発生施設を設置している者、特

定施設を工場若しくは事業場に設置している者」に、「若しくは特定粉じん排出者」を、「特定粉じん排出者若しくは特定工事を実施する者に改め、特定粉じん発生施設の状況の下に、特定粉じん排出等作業の状況」を、「事業場」の下に「若しくは特定工事の場所」を加え、「その他の」を「特定工事に係る建築物その他の」に改める。

第二十七條第二項中「第十七條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十八條第二項中「若しくは特定粉じん発生施設を、特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十九條中「又は事業場を、若しくは事業場に、に伴い発生する」を、「又は建築物の解体等に伴うに、若しくはを、又はに改め、特定粉じんの下に」の排出等」を加える。

第三十二條中「並びに」を削り、「特定粉じんの大気中への排出又は飛散に關し」の下に、「並びに特定粉じん排出等作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散に關し、特定粉じん排出等作業以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散に關し」を加える。

第三十三條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十三條の二第一項中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「第十七條第二項」を「第十七條第三項」に、「又は第二十三條第四項」を「第十八條の十六、第十八條の十八又は第二十三條第二項」に改め、同条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十四條中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「又は第十八條の六第一項若しくは第三項」を、「第十八條の六第一項若しくは第三項又は第十八條の十五第一項」に改める。

第三十五條中「一」を「いずれかに」に、「十萬

円」を「二十万円」に改める。

第三十七條中「第二十三條第二項」を「第十八條の十五第二項」に改める。

附則第九項から第十一項までを次のように改める。

(指定物質抑制基準)

9 環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質による大気汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならぬもので政令で定めるもの(以下「指定物質」という)を大気中に排出し、又は飛散させる施設(工場又は事業場に設置されるものに限る)で政令で定めるもの(以下「指定物質排出施設」という)について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類のごとに排出又は飛散の抑制に關する基準(以下「指定物質抑制基準」という)を定め、これを公表するものとする。

(動生)

10 都道府県知事は、指定物質抑制基準が定められた場合において、当該都道府県の区域において指定物質による大気汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要であると認めるときは、指定物質抑制基準を勘案して、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告をすることができる。

(報告)

11 都道府県知事は、前項の勧告をするために必要な限度において、同項に規定する者に対し、指定物質排出施設の状況その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後三年を目途として、有害大気汚染物質が人の健康に及ぼす影響に關する科学的知見の充実の程度、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六條第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準の確保の状況その他の大気汚染の状況、工場又は事業場からの有害大気汚染物質の排出又は飛散の状況、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術開発の状況その他の事情を総合的に勘案して、改正後の第二章の三及び附則第九項から第十一項までに規定する有害大気汚染物質対策の推進に關する制度について検討を加え、その結果に基づいて、有害大気汚染物質による大気汚染により人の健康に係る被害が生ずることを未然に防止するため、所要の措置を講ずるものとする。

(道路交通法の一部改正)

4 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第百十條の二第二項中「第二十三條第四項」を「第二十三條第二項」に改める。

理由

近年における大気汚染をめぐる状況に的確に対処するため、建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気汚染を防止するための措置を講じ、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制に係る対策を推進し、自動車排出ガスに係る許容限度の対象となる自動車に原動機付自転車を加え、及びばい煙発生施設等における事故時の措置

に關する規定の整備を行う等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における大気汚染をめぐる状況に的確に対処するため、建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気汚染を防止するための措置を講じ、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制に係る対策を推進し、自動車排出ガスに係る許容限度の対象となる自動車に原動機付自転車を加え、及びばい煙発生施設等における事故時の措置に關する規定の整備等を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

目的の規定に建築物の解体等に伴う特定粉じんの排出等の規制及び有害大気汚染物質対策の実施の推進を追加するものとする。

2 定義の改正及び追加

(一)「特定粉じん排出等作業」とは、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものが使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気中の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいうものとする。

(二)「有害大気汚染物質」とは、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気中の汚染の原因となるもの(ばい煙(硫黄酸化物及び有害物質に限る)及び特定粉じんを除く)をいうものとする。

(三)自動車排出ガスに係る許容限度の対象となる自動車に道路運送車両法に規定する原

第二条第二号を次のように改める。

二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転賃するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。

第二条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「公営住宅を建設するために」の上に「公営住宅を建設することを行い、」を、「必要な土地の下に」の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 公営住宅の買取り 公営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその附帯施設を買取り、その住宅及びその附帯施設を賃借するに必要の土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること（以下「公営住宅を買取り」の土地の取得」という。）を含むものとする。

五 公営住宅の建設等 公営住宅の建設又は公営住宅の買取りをいう。

第一条第六号を次のように改める。

六 公営住宅の借上げ 公営住宅として低額所得者に転賃するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。

第一条第十二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「公営住宅を除く」を「公営住宅（第七号第一項又は第八号第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除く」に、「共同施設を除く」を「共同施設（第七号第一項若しくは第二項又は第八号第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除く」に、「新たに建設する事業を」を「新たに整備する事業を」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十号を削り、同条第九号中「共同施設を建設するために」の上に「共同施設を建設

することを行い、」を、「必要な土地の下に」の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を加え、同号を同条第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一 共同施設の買取り 共同施設として公営住宅の同居者の共同の福祉のために必要な施設を買取り、その施設を賃借するに必要の土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること（以下「共同施設を買取り」の土地の取得」という。）を含むものとする。

十二 共同施設の建設等 共同施設の建設又は共同施設の買取りをいう。

十三 共同施設の借上げ 共同施設として公営住宅の同居者の共同の福祉のために必要な施設を賃借することをいう。

十四 共同施設の整備 共同施設の建設等又は共同施設の借上げをいう。

第二条第八号中「政令」を「建設省令」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「建設」を「整備」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 公営住宅の整備 公営住宅の建設等又は公営住宅の借上げをいう。

第三十条中「第二種公営住宅（第八号を「公営住宅（第八号、第十号並びに第十七号第二項及び第三項に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「第九号第二項を」を「第十一号第二項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十号」を「第二十六号」に、「第十七号各号」を「第二十三号各号及び第二十四号第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十三号の五」を「第三十七号第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十四号第一項」を「第四十四号第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十四号の二」を「第四十六号第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第五十二号とする。

第二十九号中「基く」を「基づく」に改め、同条を第五十一号とする。

第二十八号中「建設」を「整備」に改め、同条を第五十号とする。

第二十七号を第四十九号とする。

第二十六号第一項中「建設」を「整備」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第三項中「当る」を「当たる」に、「呈示を」を「提示」に改め、同条を第四十八号とする。

第二十五号第一項中「外」を「ほか」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第四十七号とする。

第二十四号の二を第四十六号とする。

第二十四号第三項中「又は共同施設が」を「若しくは共同施設が」に、「又は第二十三号の五」を「又は公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して建設大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七号第一項に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同条を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の同居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があるとき、第十六号第一項、第二十八号第二項又は第二十九号第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

5 第十六号第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第二十四号を第四十四号とし、同条の次に次の一条を加える。

（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）

第四十五号 事業主体は、公営住宅を社会福祉事業法第二十一条第一項に規定する社会福祉事業その

他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生省令・建設省令で定める事業を運営する同法第二十一条に規定する社会福祉法人その他厚生省令・建設省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六十一条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を同法第十八号第二項の建設省令で定める基準に従って管理しなければならない。

3 前二項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による公営住宅の使用に関する事項は、条例で定めなければならない。

第四章を第五章とする。

第三章の二中第二十三号の十を第四十二号とし、同条の次に次の一条を加える。

（公営住宅建替事業に係る家賃の特例）

第四十三号 事業主体は、第四十号第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の

安定を図るため必要があるとき、第十六号第一項、第二十八号第二項又は第二十九号第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

5 第十六号第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第二十三条の九中「事業主体の長を『事業主体』に改め、同条を第四十一条とする。

第二十三条の八の見出し中「建設されるを『整備される』に改め、同条第一項中『第二十三条の五第一項を『第三十七条第一項』に、『事業主体の長を『事業主体』に、『建設されるを『整備される』に、『第十七条を『第二十三条及び第二十四条第二項の長を『事業主体』に改め、同条第五項を削り、同条を第四十条とする。

第二十三条の七を第三十九条とする。

第二十三条の六第一項中「事業主体の長を『事業主体』に改め、同条第三項中『すみやかに』を『速やかに』に改め、同条第三十八条とする。

第二十三条の五第一項中「事業主体の長を『事業主体』に改め、同条第二項中『次の各号に』を『次に』に改め、同条第二号及び第三号中『建設すべき』を『整備すべき』に改め、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公営住宅建設事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数

第二十三条の五第三項中「合理的な高度利用を『適正かつ合理的な利用』に改め、同条第五項中『市町村長を市町村』に改め、同条第六項中「事業主体の長を『事業主体』に改め、同条を第三十七条とする。

第二十三条の四中「次の各号に』を『次に』に改め、同条第二号中『第二十四条第一項を『第四十条第一項』に改め、同条第三号中『建設すべき』を『整備すべき』に改め、一に、当該除却すべき公

営住宅の構造及び階数に應じ、それぞれ一・二以上で政令で定める数値を乗じて得た戸数の合計を削り、『定められている場合』の下に、『当該土地の区域において新たに社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十七条第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合を、『場合には、当該除却すべき公営住宅の』の下に『うち次条第一項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の』を加え、同条第四号中『建設すべき』を『整備すべき』に改め、『高層又は中層の』を削り、同条を第三十六条とする。

第二十三条の三中「建設を『整備』に、『及び』を『又は』に改め、同条を第三十五条とする。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 公営住宅の整備

(整備基準)

第五条 公営住宅の整備は、建設大臣の定める整備基準に従い、行わなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、建設大臣の定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

(公営住宅の計画的な整備)

第六条 公営住宅の整備は、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)第六第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画(以下単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)に基づいて行わなければならない。

(公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助)

第七条 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合において、予算の範囲内において、当該公営

住宅の建設等に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。)の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の建設等(建設省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。)の二分の一を補助することができ

る。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用が標準建設・買取費を超えるときは、標準建設・買取費を公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用とみなす。

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等)

第八条 国は、次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設等に要する費用の三分の一を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第十条第一項又は第

十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅(この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。)で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転貸するものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

一 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で五百戸以上又は一市町村の区域内で二百戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

二 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で二百戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

3 国は、災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又は公営住宅若しくは共同施設の補修をするときは、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。)、当該共同施設の建設に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。)

若しくはこれらの補修(以下「災害に基づく補修」という。)に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧(公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成をいう。以下同じ。)に

要する費用を除く。以下この条において同じ。)

若しくはこれらの補修(以下「災害に基づく補修」という。)に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧(公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成をいう。以下同じ。)

要する費用の二分の一を補助することができ
る。

4 前項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費を超えるときは、標準建設費を公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用と、標準補修費を災害に基づく補修に要する費用と、標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用とみなす。

5 前項に規定する標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係る補助)

第九條 事業主体は、公営住宅の借上げをする場合において、公営住宅として低額所得者に転貸するために必要となる住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

2 事業主体は、共同施設の借上げをする場合において、共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要となる施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

3 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の借上げをする場合において第一項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該住宅又はその附帯施設の建設又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分として建設省令で定めるものに係

る費用(以下この条及び次条において「住宅共用部分工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の借上げをする場合において第二項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち建設省令で定める施設に係る費用(以下この条において「施設工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が施設工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助することができる。

5 前二項の規定による国の補助金額の算定については、住宅共用部分工事費又は施設工事費が、それぞれ、標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費を超えるときは、標準住宅共用部分工事費を住宅共用部分工事費と、標準施設工事費を施設工事費とみなす。

6 前項に規定する標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費は、それぞれ、住宅若しくはその附帯施設の建設若しくは改良に要する費用又はは施設の建設若しくは改良に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(災害の場合の借上げに係る公営住宅の建設又は改良に係る国の補助の特例)

第十條 国は、第八條第一項各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため公営住宅の借上げを行い、当該借上げに係る住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し前条第一項の規定により補助金を交付するときは、同条第三項の規定にかかわらず、住宅

共用部分工事費に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の五分の四に相当する額を超える場合においては、当該五分の四に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第八條第一項又は第十七條第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅(この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。))で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転貸するものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

(国の補助の申請及び交付の手続)

第十一條 事業主体は、第七條から前条までの規定により国の補助を受けようとするときは、建設省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書(建設大臣に提出しなければならない)を提出し、建設大臣は、前項の規定による提出書類を審査し、適当と認めるときは、国の補助金の交付を決定し、これを当該事業主体に通知しなければならない。

(都道府県の補助)

第十二條 都道府県は、公営住宅の整備、共同施設の整備又は災害に基づく補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に対して補助金を交付することができる。

(地方債についての配慮)

第十三條 国は、事業主体が公営住宅を建設するための土地の取得等若しくは共同施設を建設するための土地の取得等又は公営住宅を買い取るための土地の取得若しくは共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第十四條 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第一項各号の一に該当する者が、公営住宅として低額所得者に転貸するために必要となる住宅又はその附帯施設を建設し、当該住宅又はその附帯施設を事業主体に賃貸する場合においては、当該住宅又はその附帯施設が同条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 公営住宅の管理

(管理義務)

第十五條 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状態に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

(家賃の決定)

第十六條 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四條の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理

事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、建設省令で定める。

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気がかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 国は、第七條第一項若しくは第八條第三項の規定による国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて借上げをした公営住宅に基づき、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2 国は、第八條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は同項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅に基づき、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

上げをした公営住宅(第十條第一項の規定による国の補助に係るものを除く)にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第八條第一項又は第十條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅がある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十一年法律第五十号)第二十二條第一項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅に基づき、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二(最初の五年間は、四分の三)を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数(同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

4 前三項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の立地条件その他の事項を勘案して建設大臣が定める方法により、毎年度、事業主体が定める。

(敷金)
第十八条 事業主体は、公営住宅の入居者から三ヶ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 事業主体は、病気がかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することができる。

3 事業主体は、第一項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。

(家賃等の徴収猶予)
第十九条 事業主体は、病気がかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

(家賃等以外の金品徴収等の禁止)
第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に關し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不當な義務を課することができない。

(修繕の義務)
第二十一条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の建設省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要があるときは、この限りでない。

(入居者の募集方法)
第二十二条 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建設事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公

営住宅の入居者を公募しなければならない。

2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等区域内の住民が周知できるような方法で行わなければならない。

(入居者資格)

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(次条第二項において「老人等」という。))にあつては、第二号及び第三号)の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七條第五項及び附則第十五項において同じ。)があること。

二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 公営住宅が、第八條第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二條第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八條第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ハ、イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又

はロの政令で定める金額のいづれをも超えない範囲内で政令で定める金額

三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者となす。

2 前条第二号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号(老人等)にあつては、同条第二号及び第三号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならぬ。

(入居者の選考等)

第二十五条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。

2 事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならぬ旨を通知しなければならない。

(家賃等の変更命令)

第二十六条 建設大臣は、公営住宅の家賃、第二十三条各号及び第二十四条第二項の条件以外に入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法が著しく適正を欠くと認めるときは、理由を示して、当該事業主体に対してその変更を命ずることができる。

(入居者の保管義務等)

第二十七条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡ししてはならない。

3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居せよとするとときは、建設省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、建設省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。

(収入超過者に対する措置等)

第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

3 第十六条第三項から第五項まで及び第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の政令で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

3 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

4 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

5 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

7 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が病氣にかかっていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

8 第十六条第四項及び第五項並びに第十九条の規定は、第五項に規定する家賃又は第六項に規定する金銭について準用する。

第三十条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上入居しており、かつ、第二十八条第一項の政令で定める基準を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせんする等その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、当該公営住宅の入居者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、公共賃貸住宅(地方公共団体、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条において同じ。)の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。

第三十一条 事業主体が第二十四条第一項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における前三条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 事業主体が、第四十条第一項の規定により同項の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における前三条の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(公営住宅の明渡し)

第三十二条 事業主体は、次の各号の一に該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

5 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転賃をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧法第十七条に定める条件を具備しなければならぬ住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設とみなして新法の規定(第七條から第十條まで及び第十七條の規定を除く。)を適用する。

6 新法第十六條第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定による家賃の決定に關し必要な手続その他の行為は、附則第三項の公営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成十年三月三十一日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第一項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新法の例によりすることが出来る。

7 平成十年四月一日において現に附則第三項の公営住宅に入居している者の平成十年年度から平成十二年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新法第十六條第一項本文又は第四項の規定による新法第十六條第一項本文又は第四項の規

年 度 の 区 分	負 担 調 整 率
平成十年年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

8 平成十年四月一日において現に附則第五項の規定により新法の規定に基づいて供給された公営住宅とみなされる住宅に入居している者の平成十年年度から平成十二年度までの家賃の額は、その者に係る新法の規定による家賃の額が同日

定による家賃の額が旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を超える場合にあっては新法第十六條第一項本文又は第四項の規定による家賃の額から旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新法第二十八條第二項若しくは第三項又は第二十九條第五項若しくは第八項の規定による家賃の額が旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額に旧法第二十一條の二第二項又は第三項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新法第二十八條第二項若しくは第三項又は第二十九條第五項若しくは第八項の規定による家賃の額から旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額及び旧法第二十一條の二第二項又は第三項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額及び旧法第二十一條の二第二項又は第三項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

前の最終の家賃の額を超える場合には、新法の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、当該最終の家賃の額を加えて

得た額とする。

9 平成十年四月一日において、附則第三項の公営住宅又は附則第五項の規定により新法の規定に基づいて供給された公営住宅とみなされる住宅に地方公共団体の承認を得て同居し、又は居住している者は、それぞれ新法第二十七條第五項又は第六項の事業主体の同居又は居住の承認を受けたものとみなす。

10 平成十年四月一日前に旧法の規定によつてした請求、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

(地方自治法の一部改正)

11 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十八号の十一中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)

12 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「ついでには」の下に、「第三項に定めるもののほかを加へ、」第二種公営住宅とみなして、同法第十一條の三、第十二條、第十二條の三から第二十一條の二まで、第二十一條の四前段、第二十二條から第二十三條の二まで及び第二十四條から第二十五條までを「公営住宅とみなして、同法第十五條、第十八條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第四項まで、第三十二條第一項及び第二項、第三十三條、第三十四條、第四十四條、第四十六條並びに第四十七條に、」同法第十八條から第十八條までを「同法第二十二條から第二十四條まで及び第二十五條第一項に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法の一部を改正する法律(平成

成八年法律第 号)の規定による改正前の公営住宅法(以下この項及び第三十六條において「旧公営住宅法」という。)第二條第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二條、第十三條、第二十一條の二及び第二十一條の四前段の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。

第三十六條第三号を削り、同条第四号中「第二十條を」第二十六條に、「同法第十七條各号を」同法第二十三條各号及び第二十四條第二項に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第二十四條第一項を」第四十四條第一項に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「第二十四條の二第二項を」第四十六條第一項に改め、同条を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 第二十九條第三項の規定により旧公営住宅法第十三條の規定の例によるものとされる家賃の決定又は変更の承認
附則第十六項を削る。

(住宅地区改良法の一部改正に伴う経過措置)

13 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の住宅地区改良法の規定によつてした請求、手続その他の行為は、この法律による改正後の住宅地区改良法の相当規定によつてしたものとみなす。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

14 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出し中「罹災者公営住宅建設事業」を「罹災者公営住宅建設等事業」に改め、同条第一項中「激甚災害を」激甚災害に、「第二種公営住宅を建設する」を「公営住宅の建設等(公営住宅法第二十五條第五号に規定する公営住宅の建設等をいう。)をする」に、「公営住宅法」を

「同法」に、「工事費」を「建設等に要する費用(同法第七條第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。)」に、「戸数」を「える」を「戸数(当該被災災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七條第三項の規定による国の補助に係るものがある場合に於ては、その戸数を控除した戸数)を超える」に改め、同条第二項中「第二種公営住宅の工事費」を「公営住宅の建設等に要する費用」に改める。

15 この法律による改正後の被災災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十九年法律第二十二條第一項の規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされたものを除く。))について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

16 (住宅建設計画法の一部改正)
住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第五條第六項中「きき」を「聴き」に、「建設」を「整備」に、「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改め、同条第七項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に、「公営住宅法第二條第四項に規定する第一種公営住宅(同法第八條を「公営住宅(公営住宅法第八條、第十條並びに第十七條第二項及び第三項)に改め、同条第八項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

第六條第四項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

17 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
別表公営住宅の項中「第二條第二号」を「第二條第五号」に、「建設工事」を「建設等」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

18 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十九條第六項第三号ロ中「公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十二條第一項に規定する計算方法に準ずるもの」を「当該共同住宅に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補てんするための引当金並びに公租房課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

19 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六項第三号ロの規定に基づいてした告示は、この法律による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六項第三号ロの規定に基づいてしたものとなす。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

20 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第二十一條中「第十七條第三号」を「第二十三條第三号」に、「第二十九條」を「第二十九條第一項」に、「第十七條各号」を「第二十三條各号」に改める。

理 由

住宅に困窮する低所得者に対して公営住宅の的確な供給を行うため、高齢者等に配慮した入居者資格を設定するとともに、適切な負担の下で居住の安定を確保できるよう公営住宅の家賃を入居者の収入と住宅の立地条件、規模等に応じて設定し、あわせて民間事業者等が保有する住宅を買い取り又は借り上げて公営住宅として供給する方式を導入する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、長寿社会の到来に対応し、真に住宅に困窮する者に対して公営住宅の的確な供給を行うため、高齢者等に配慮した入居収入基準を設定するとともに、入居者が適切な負担の下で安定した居住が確保できるよう家賃の決定方式を入居者の収入及び住宅の立地条件、規模等に応じたものに改めることとし、あわせて、民間住宅を買い取り又は借り上げて公営住宅として供給する方式を導入する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公営住宅の整備に係る補助制度等の改正

(一) 第一種公営住宅と第二種公営住宅の種別区分を廃止するものとし、国は、事業主体に対して、予算の範囲内で、当該公営住宅の建設に要する費用の二分の一を補助するものとする。

(二) 事業主体は、公営住宅等として必要な住宅及びその附帯施設(以下「住宅等」という。)を買い取ることができるとし、国は、事業主体に対して、予算の範囲内で、当該住宅等の買取りに要する費用の二分の一を補助するものとする。

(三) 事業主体は、公営住宅等として必要な住宅等を借り上げることができるとし、事業主体は、当該住宅等の建設等を行う者に対し、その費用の一部を補助することができるものとする。国は、事業主体が補助金を交付するときは、予算の範囲内で、その費用の一部を事業主体に対して補助するものとする。

2 家賃の決定等に係る改正

(一) 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、事業主体が定めるものとし、入居者からの収入の申告がない場合において、入居者が事業主体の報告の求めに応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とすることとする。

(二) 近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して、毎年度、事業主体が定めることとする。

3 家賃に係る国の補助の創設

(一) 国は、事業主体が、2により公営住宅の家賃を定める場合には、予算の範囲内で、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内の期間、当該事業主体に対し、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の二分の一を補助するものとする。

(二) 入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の立地条件その他の事項を勘案して建設大臣が定める方法により、毎年度、事業主体が定めることとする。

4 入居者資格に係る改正

(一) 事業主体は、入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものである場合には、入居者又は同居

者の居住の安定を図るために、一定の範囲内、一般の入居者よりも高い入居収入基準を定めることができることとする。

(二) 事業主体は、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転賃するため整備した公営住宅については、当該低額所得者の居住の安定を図るために、一定の範囲内で、一般の入居者よりも高い入居収入基準を定めることができることとする。

5 収入超過者に対する措置等の改正

(一) 収入超過者の毎月の家賃は、当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、毎年度、事業主体が定めることとする。

(二) 収入超過者のうち収入が高額である等一定の要件を満たす者の毎月の家賃は、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃とする。

(三) 事業主体は、(二)に規定する者が明渡し期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができることとする。

6 公営住宅建替事業の施行の要件等に係る改正

(一) 公営住宅建替事業の戸数要件については、新たに整備する戸数が除却すべき戸数以上であることとし、当該事業の際、社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する等の特別の事情がある場合には、入居者の存する戸数を超えれば足りることとする等当該事業の施行の要件を緩和することとする。

(二) 事業主体は、公営住宅建替事業に伴って公営住宅を明け渡し、新たに整備された公営住宅に入居する者の家賃が、従前の公営住宅の最終の家賃を超える場合には、所要

の負担調整措置を講ずることとする。

7 社会福祉法人等による公営住宅の使用等
(一) 事業主体は、公営住宅を社会福祉事業を運営する社会福祉法人等に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができることとする。

(二) 事業主体は、公営住宅を特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める入居資格を具備する者に公営住宅を使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができることとする。

8 建設大臣への報告義務の廃止

(一) 家賃、敷金、入居者資格又は入居者選考方法を定め、又は変更したときの建設大臣への報告義務を廃止する。

(二) 管理に関する条例が制定され、又は改廃されたときの建設大臣への報告義務を廃止する。

9 その他

(一) 当分の間、過疎地域等の公営住宅については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、入居者資格を具備する者となす等の特例を設けることとする。

(二) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(三) 改正前の公営住宅法の規定により供給された公営住宅についての入居者資格、家賃の決定等に関する規定については平成十年三月三十一日までは適用せず、同年四月一日から適用する。

(四) 改正後の公営住宅法の規定により決定された家賃の額が、従前の家賃の額を超える

入居者に対しては、平成十年度から三年間には所要の負担調整措置を講ずることとする。

二 議案の可決理由

本法案は、住宅に困窮する低額所得者に対する公営住宅の的確な供給と入居者の適正な負担の下での居住の安定を図るための措置として必要なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本法案施行に要する経費

本法案施行に要する経費は、平成八年度一般会計予算(住宅対策費)の中に、公営住宅等に係る予算として四千三百四十四億六千三百万円が計上されている。

右報告する。

平成八年四月十七日

建設委員長 二見 伸明

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

公営住宅法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 良質な賃貸住宅の不足に対処するとともに地方における定住の促進を図るため、公営住宅や特定優良賃貸住宅の的確な供給に努めること。

二 第七期住宅建設五箇年計画の推進に当たっては、住宅サービスに対する国民の多様なニーズへの対応を図るため、積極的に、公営住宅の供給とあわせて良質な民間住宅の供給が図られるよう、住宅市場の環境整備を行うこと。

三 住宅行政の推進に当たっては、高齢者・障害者等の居住の安定が図られるよう、シルバーハウジングプロジェクトの推進、公営住宅団地への福祉施設の併設、公営住宅のグループホーム事業への活用等、福祉行政等との連携に積極的

に努めること。

四 良質な地域社会の形成に資するため、公営住宅と他の公共賃貸住宅とを混合して供給し、相互の住宅間の住み替えを促進して入居者の居住の安定を図るようにとともに、管理の適正化を図るために他の公共賃貸住宅の管理者との連携を強化すること。

社会保障研究所の解散に関する法律案

右
国会に提出する。

平成八年二月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

社会保障研究所の解散に関する法律

1 社会保障研究所(以下「研究所」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 研究所の平成八年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書の作成については、厚生大臣が従前の例により行うものとする。

3 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年十二月一日から施行する。

2 社会保障研究所法の廃止
(社会保障研究所法の廃止)
十六号)は、廃止する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号中、「社会保障研究所」を削る。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表社会保障研究所の項を削る。

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表社会保障研究所の項を削る。

(消費税法の一部改正)

7 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表社会保障研究所の項を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五百一十一号中「社会保障研究所」を削る。

理 由

特殊法人の整理合理化を図るため、社会保障研究所を解散する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保障研究所の解散に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人の整理合理化という社会的な要請に応えるため、厚生省の試験研究機関の再構築を進める中でその研究体制について見直しを行い、社会保障研究所を解散することとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 社会保障研究所は、この法律の施行の時に

において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属するものとする。

2 社会保障研究所法は、廃止するものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、平成八年十二月一日から施行するものとする。

(二) その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

特殊法人の整理合理化を図るため、社会保障研究所を解散すること等は、時宜に適するものであると認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成八年度一般会計予算(厚生省所管)において、特殊法人社会保障研究所の解散に伴う承継債務の処理に必要な経費として、二千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成八年四月十七日

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

社会保障研究所の解散に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、国立社会保障・人口問題研究所(仮称)の具体的な運営方法について、所長を学識経験者から広く選任することや研究活動全般の基本方針等に関し所長に助言する体制を整備すること等も含め、公正中立な立場から調査研究が行われるように、適切な措置を講じるよう努力すべきである。

衆議院会議録第十号中止誤

三七ページ一段の「(口傷病年金の表中、」第四款
症一、九三三、〇〇〇」は「九三三、〇〇〇」の誤り。

ベシ 段 行 誤 正
三 三 退職公務員 現職公務員

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三、十二号の発送は都合により後日となるため、第十八号を先に発送しました。)

発行所	
〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号 大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4284	
定 価	
（本体） 本号一部 配 送 料 一〇〇円 別 別	